（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式　略］ ［注１～20　略］ 21　21の欄は次によること。 ［(1)～(12)　略］ (13)　ローカル５Ｇの無線局及び設備規則第49条の29の２に規定する技術基準に係る無線設備を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策の有無を記載すること。その際、当該無線局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の概要を記した資料を添付すること。 ［(14)　略］ ［22～24　略］	**別表第二号第２**　［同左］ ［様式　同左］ ［注１～20　同左］ 21　［同左］ ［(1)～(12)　同左］ (13)　ローカル５Ｇの無線局にあつては、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策の有無を記載すること。その際、当該無線局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の概要を記した資料を添付すること。 ［(14)　同左］ ［22～24　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第１章～第三章　略］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 ［第１節～第四節の四の六　略］ 第四節の四の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二・第四十九条の六の十三） ［第四節の五～第四節の二十六　略］ 第四節の二十七　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備（第四十九条の二十九）	目次 ［第１章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第１節～第四節の四の六　同上］ 第四節の四の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二） ［第四節の五～第四節の二十六　同上］ 第四節の二十七　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備（第四十九条の二十九）